

暫定基準（第二次案）の個別の物質に対して寄せられた御意見（抜粋）

No	ご意見	意見提出者	文書番号
1	暫定基準値案内に記載のアメリカの基準値(リン化水素、ベノキサコール、クロピドール)について、値が間違っているので修正して欲しい。	California Strawberry Comission	9
2	US-EPAとCAL-DPRは、銅、硫黄、ガーリックオイル、Azadirachtin、ミネラルオイル、NEEM OIL、BACILLUS THURINGENSIS、リン酸鉄、INSECTICIDAL SOAP、桂皮アルデヒド、重炭酸カリウム、AMPELOMYCES QUISQUALISについて、安全であるとし、害虫のコントロールとして用いられる天然の物質であり、トレランスは必要ないとしている。厚生労働省の対象外物質においては、硫黄、BACILLUS THURINGENSIS、重炭酸カリウムについては、対象外物質ということがわかる。これらが、暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質であるのか、その他の物質が暫定基準最終案に含まれるのか、対象外物質のリストに分類されるのか、確認したい。[原文英語]	California Strawberry Commission	9
3	「現行のみ」リストにあるトラロメトリンは、暫定基準のNo.355に記載があるので、「現行のみ」リストから削除すべきではないか。	小川邦彦	18
4	農薬取締法の登録農薬であるマンゼブ・マンコゼブ(ジチオカルバメート)のとうもろこし、プロパルギットの未成熟いんげんが、暫定基準第2次案に記載されていない。	日本水産株式会社	19
5	「硫酸第二銅」「水酸化第二銅」等の無機化合物については、「自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品に対して当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない」の規定により規制されると考えるが、当該食品に一般に含まれる量について、改めて明示していただきか、参考とする数値の所在を明確にしていただきたい。	日本水産(株)	19
6	水産物の麻酔薬(生き締め)として使用されている「オイゲノール:0.05ppm」「イソオイゲノール 100ppm」と2000倍の差が付けられた根拠を明示していただきたい。オイゲノールは生き締め時に使用すると0.05ppmを超えて残留する可能性が懸念される。	日本水産株式会社	19
7	海外の水産動物の養殖に使用されているが、当該水産物に対して暫定基準値が設定されていない動物用医薬品と飼料添加物がある。 例) インドネシア産えび(ブラックタイガー):ジフラゾン、ニフルスチレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、エンドスルファン えび(インドネシア産他):BHA、BHT、エトキシキン サケ類(チリ産):エマメクチン(エマメクチン安息香酸は暫定基準あり) うなぎ類(中国産):BHA スズキ目(日本産):BHA	日本水産株式会社	19
8	飼料添加物の暫定基準設定の根拠がわかりにくい。特に、エトキシキン、オキソリニック酸、トリクロルホンは農薬の登録保留基準が参考基準とされているが、農薬登録保留基準を採用した数値的根拠が不明瞭であり、明示していただきたい。	日本水産株式会社	19
9	オキシテラサイクリン、スペクチノマイシン、セフチオフル、ダノフロキサシン、ドラメクチン、ネオマイシン、ピランテル、リンコマイシンのその他の内臓等について、基準値案では筋肉と同じもしくは筋肉より低い薬事法等の値が採用されているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉と同じもしくは筋肉より低い値に設定すると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の値に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20

10	ジノプロスト(239)基準値案では、牛および豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、および牛の乳のすべてが 0.0001 ppm(薬事法)と設定されている。しかしながら、ジノプロスト(別名:プロスタグランジン F2 α (PGF2 α))は、天然型のホルモンで、牛で発情周期の同調、子宮疾患の治療等、豚で分娩誘発に用いられ、また、ヒト用医薬品としても妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩誘発にも用いられている。国内で実施された牛及び豚における残留試験から、基準値案の 0.0001 ppm (=0.1 ppb)は、内因性 PGF2 α 濃度よりも低値であり、ジノプロストを投与されていない動物でも基準値案を上回る値が常に検出されることが予測され、現実的な残留基準値とは考えられない。ジノプロストは、天然型のホルモンであり、内因性 PGF2 α と区別ができないところから、人の健康を損なうおそれがない「対象外物質」のリストに掲載していただきたい。あるいは、PGF2 α 濃度のバックグラウンド値を考慮し、この値を越えた基準値を設定していただきたい。(資料略)	ファイザー製薬	20
11	スペクチノマイシン(280)牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等: 基準値案では、最も低い筋肉の基準値と同じ 0.5 ppm となっているが、その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値にすると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の 2 ppm に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
12	ドキシサイクリン(359) 牛のその他の内臓等: 基準値案では 0.1 ppm となっているが、その他の内臓等は摂取する機会が少ないため、また薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の 0.3 ppm に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
13	ドラメクチン(361)の牛の筋肉は基準値案では 0.01 ppm(Codex)、豚の筋肉は基準値案では 0.005 ppm(Codex)となっているが、国内の残留試験における検出限界値は両方とも 0.03 ppm であり、0.03 ppm(薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
14	ドラメクチン(361) の鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について基準値案では資料がないため設定されていないが、検出限界値(HPLC 法)の 0.03 ppm(薬事法)での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
15	ピランテル(456)の牛及び鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等について、基準値案では設定されていないが、検出限界値の 0.5 ppm での設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
16	ピランテル(456) 豚のその他の内臓等: 基準値案では筋肉の基準値と同じ 1 ppm とされている。その他の内臓等は筋肉と比較して摂取する機会が少ないため、また筋肉の残留性は他の臓器に比べ低いため、筋肉とおなじ値にすると薬剤の適正使用にもかかわらず検出される可能性がある。したがって、肝臓と同等の 10 ppm に設定をお願いしたい。	ファイザー製薬	20
17	クレスキシムメチルは、「上記以外の果実」にあたる「アケビ」でマイナー作物承認がなされており、現在作物残留試験を実施中である。従って、CODEX 基準でなく登録保留基準値を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
18	ジチアノンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.5ppm)が設定されているが、記載がない。	BASF アグロ株式会社	21
19	作物残留試験成績に鑑み、ジチアノンの「なつみかんの果実全体」「グレープフルーツ」「その他のかんきつ類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
20	作物残留試験成績に鑑み、トリホリンの「トマト」「きゅうり」「メロン類果実」「いちご」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	BASF アグロ株式会社	21
21	わが国で、飼料添加物として指定されているビタミン類 32 種類およびアミノ酸類 12 種類が農林水産大臣から指定されていることから、これらのビタミンおよびアミノ酸類についても対象外物質として明記されたい。	(社) 日本科学飼料協会	22

22	シアノ化水素について、かんきつ類果実のうち、レモンにのみ類型3-2-1が適用され、アメリカの基準値が採用されているが、輸入実態を考えると、オレンジ、グレープフルーツについても米国基準を考慮する必要があるものと考える。	日宝化学株式会社	23
23	アンピシリン アンピシリンの豚の腎臓における定量限界について、 $0.009 \mu\text{g/g}$ 程度であるとのデータはあるが、実際の定量限界は組織の抽出率、検定誤差等の存在を考慮する必要があり、このレベルまで確実に検出できるとは考えがたい。また、その他の動物種及び臓器の基準値案と比較しても非常に低い値となっている。以上のような状況を鑑み、基準値案を 0.01ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリング・プラウ アニマルヘルス株式会社	25
24	アンピシリン アンピシリンの鶏の卵における定量限界について、希釈率、感度限界及び回収率等を考慮すると $0.013 \sim 0.016 \mu\text{g/g}$ と幅があるとのデータがあることから、基準値案を 0.01ppm とするのは不適切と考える。端数を切り上げて 0.02ppm とすることを御検討いただきたい。	武田シェリング・プラウ アニマルヘルス株式会社	25
25	リゾチームは魚類を含む動植物の組織中に広く分布することが知られており、本来内在するリゾチームと投与したリゾチームを区別して分析することはできません。 例えば、動物薬承認時の申請資料中にあるように、リゾチームを投与されていないスズキ目魚類からも基準値(案)以上のリゾチームが検出される場合があります。また、卵等にリゾチームが含まれても問題にはならないが、スズキ目魚類に検出された場合、たとえ天然魚であっても問題になるのであれば、一般消費者に対して無用の混乱と不安を与えることになるとも考えられます。 基準値の設定には食品に含まれる量を勘案してご検討いただきますようお願いいたします。(資料略)	協和発酵工業株式会社	26
26	魚類分類上、サケ目は存在しないと思いますので、ニシン目魚類又はニシン目魚類サケ科が適当であると考えます。	三鷹製薬株式会社	34
27	オキソリニック酸の物質名は、動物用医薬品において「オキソリン酸」となっていますので、「オキソリン酸」が適当であると考えます。	三鷹製薬株式会社	34
28	エンドリンの検出限界は 0.005ppm ではないのか。また、昭和 45 年の環食化第 79 号通知では、ばれいしょの検出限界として 0.005ppm が定められているが、ばれいしょ以外にも適用されるのか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35
29	ジチオカルバメートの基準値は CS2 換算で示す、とあるが、登録保留基準は CS2 換算されていない。換算した値をもって基準値を剪定すべきではないか。	国立医薬品食品衛生化学研究所	35
30	オレンジピールについて、食品分類を明確にして欲しい。	サントリー株式会社	39
31	類型1-1が適用され、CODEX 基準により 1ppm が設定されているエチホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.60ppm が検出されていることから、基準値として 2ppm を要望する。	石原産業株式会社	41
32	フルアジホップは、「上記以外のせり科野菜」にあたる「せんきゅう」でマイナー作物承認がなされている。よって、せんきゅうを包含する「根・茎類」の登録保留基準 0.5ppm を採用して欲しい。	石原産業株式会社	41
33	例えば国産のピーマンは、独自に調査した値では、臭素の残留が、基準値案(20ppm , CODEX)より大幅に高く認められている($61.3 \sim 112\text{ppm}$)。基準値設定に関しては、現在流通している輸入及び国産農産物の流通を阻害しないよう、実情にあった値を設定すべきである。	メチルプロマイド工業会	44

34	クロロタロニルの「上記以外のベリー類果実」に CODEX 基準はないことから、修正を求める。	株式会社エス・ティー・エスバイオテック	45
35	ノバルロンに記載の現行基準(なす)が、官報記載の基準値と異なっているので修正して欲しい。	株式会社エス・ティー・エスバイオテック	45
36	米国基準では、プロフェタムホス、ヒドロブレン等について、食品の保管・加工・調理・提供施設の衛星管理の為の施工の結果として、これらの殺虫剤について「Food Commodities」という定義のもとで残留基準が設定されている。今回の法改正の中で、製造業者からの出荷以降、消費者の手又は口に入るまでの食品流通・保管。最終加工施設までの経路を考慮し、同様の考え方を導入した暫定基準値設定は必要ではないのか。	株式会社日清製粉グループ本社	46
37	トリメチルスルホニウムは、アメリカにスルホサートとして基準があるので、トリメチルスルホニウムに反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46
38	フルオリンは、アメリカ基準が反映されていないので、反映して欲しい。	株式会社日清製粉グループ本社	46
39	二硫化炭素は、一次案回答でジチオカルバメートとして基準値が設定されているとしているが、二次案の脚注にはその説明がない。	株式会社日清製粉グループ本社	46
40	イミダクロプリドは、対象外物質リストに記載があるが、これは動物用医薬品としての用途に限られ、農薬として使用する場合には、暫定基準を設定すると言う意味なのか。	日清製粉グループ本社	46
41	イミダクロプリド 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康をそこなうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」の設定についての案のV対象外物質 (案)の②適切に使用されている限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質にイミダクロプリドが記載されているが、これは動物用医薬品の動物殺虫剤としての使用に限られ、殺虫剤の目的で農薬として使用する場合は、暫定基準を設定するということでしょうか。	(株)日清製粉グループ本社／日清製粉(株)／日清フーズ(株)	46
42	アゾキシストロビンは、「上記以外のかんきつ類果実」にあたる「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準 10ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
43	ジクワットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.03ppm)が設定されているが、記載がない。また、アメリカの基準(貝類)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
44	シマジンのアメリカ基準(くるみ)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
45	シロマジンのアメリカ基準(チコリ)が反映されていない。	シンジェンタジャパン株式会社	47
46	チアベンダゾールの日本なし、西洋なしにある CODEX 基準は、3ppm の誤りである。	シンジェンタジャパン株式会社	47
47	チアメトキサムは、「にら」でマイナー作物承認がなされている。よって、にらの登録保留基準 2ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
48	ピメトロジンのパセリに EU 基準があることから、反映して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
49	フルジオキソニルは、「上記以外の野菜」にあたる「未成熟ささげ」「未成熟ふじまめ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準 5ppm を採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47

50	プロピコナゾールの現行基準(パイナップル)の記載は誤りである。	シンジェンタジャパン株式会社	47
51	プロフェノホスのてんさいに、CODEX基準はない。修正を求める。	シンジェンタジャパン株式会社	47
52	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.05ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの米について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で0.03ppmが検出されていることから、基準値として0.1ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
53	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.05ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのばれいしょについて、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で<0.05ppmが検出されている(不検出)ことから、基準値として0.5ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
54	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.5、1、0.5ppmが設定されているメタラキシル及びメフェノキサムのトマト、ピーマン、きゅうりについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.35ppm、0.88ppm、0.50ppmが検出されていることから、基準値としていずれも2ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
55	メタラキシル及びメフェノキサムは、「上記以外の野菜」にあたる「たらのき」「みょうが」「くわい」等で、「上記以外のなす科野菜」に当たる「しとう」「とうがらし」等で、また「かぼちゃ」にあたる「ズッキーニ」でマイナー作物申請がなされている。よって、これらの登録保留基準2ppmを採用して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
56	メチダチオンの「夏みかんの果実全体」には類型6が適用され、2ppmとなっている。しかし、作物残留試験成績によると、適正使用範囲内での最大残留は2.36ppmである。従って、登録保留基準5ppmの採用が必要である。	シンジェンタジャパン株式会社	47
57	メトラクロールにはS-メトラクロールが含まれることを明記して欲しい。	シンジェンタジャパン株式会社	47
58	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.2、0.5ppmが設定されているメチダチオンのパイナップル、茶について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.015ppm、0.35ppmが検出されていることから、基準値として0.2、1ppmを要望する。	シンジェンタジャパン株式会社	47
59	クロチアニジンの「にら」には登録保留基準があるので、採用して欲しい。また、最新のアメリカ基準を反映して欲しい。	住化武田農薬株式会社	50
60	スルホスルフロンのカナダ基準値が反映されていない。	住化武田農薬株式会社	50
61	クロルフェナビルは、「さんしょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、さんしょうの登録保留基準(小粒果実類)5ppmを、その他のかんきつ類果実に採用して欲しい。	日本農薬株式会社	51
62	テフルベンズロンの未成熟えんどうの登録保留基準は、5ppmの誤りである。	日本農薬株式会社	51
63	フェノカルブのにら、たけのこの現行基準が抜けている。	日本農薬株式会社	51
64	フェンピロキシメートの現行基準(マイナー作物対応分)が抜けている。	日本農薬株式会社	51
65	類型1-1が適用され、CODEX基準により0.5ppmが設定されているブロフェジンのオレンジ、その他のかんきつ類果実について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で0.64ppm(オレンジ)、0.70ppm(レモン)が検出されていることから、基準値として登録保留基準の2ppmを要望する。	日本農薬株式会社	51
66	プロパルギットの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(3ppm)が設定されているが、記載がない。	日本農薬株式会社	51
67	作物残留試験成績に基づき、基準値が定められているクロルフェナビル、テブフェンピラド、テフルベンズロン、フェンピロキシメート、フルオルレイミド、フルバリネートについて、茶の基準値はいずれも溶媒抽出の分析値に基づいて設定されている。従って、脚注の	日本農薬株式会社	51

	「熱湯抽出法による」という記述を削除すべきと考える。		
68	作物残留試験成績に鑑み、ジチオカルバメートの「メロン類果実」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
69	作物残留試験成績に鑑み、フェンブコナゾールの「りんご」「日本なし」「西洋なし」「ぶどう」について、CODEX 基準値でなく登録保留基準を採用して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
70	ペノキスラム(Penoxsulam)は、2004 年9月にアメリカ基準が新規に設定されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
71	ジチオカルバメートの「夏みかんの外果皮(10ppm)」と「夏みかんの果実全体(1ppm)」の基準値は、いずれも登録保留基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。外果皮の基準 10ppm に合わせ、果実全体の基準を 4ppm として欲しい。なお、果肉・果皮の残留値から換算した果実全体の作物残留試験における最大残留量は、4.41ppm である。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
72	メトキシフェノジドの未成熟いんげん、未成熟えんどう、その他の野菜は、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	ダウ・ケミカル日本株式会社	53
73	きのこ類の食品分類について、「マッシュルーム」はきのこ全体を差す言葉であるとから、いわゆるマッシュルームのみを差す場合、「マッシュルーム(ツクリタケを言う)」と明確化した方がいいのではないか。	全国食用きのこ種菌協会	61
74	アザペロン 豚のその他の内臓等の残留基準値 0.001ppm は、分析試験法としてラベル化合物を用いた場合での検出限界値と考えられるが、野外で使用される HPLC 法では 0.001ppm を検出することは不可能である。従って、豚のその他の内臓等の残留基準値は豪州基準の 0.2ppm としていただきたい。	三共ライフケック株式会社	65
75	リン化水素の暫定基準値に、「リン化マグネシウム」由来のものも含めて欲しい。	デゲシュ・ジャパン株式会社	67
76	性フェロモン剤は、直接農作物にかけるものでないので対象外物質となるのかどうか明確にしていただきたい。	キッコーマン株式会社	69
77	トルツラズリルの日本語表記は、トルトラズリルに訂正していただきたい	バイエルメディカル(株)	70
78	トルツラズリルの牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓については現在空欄となっているが、EU 連合(EU)では現在、暫定 MRL として、豚と同じ基準が設定されている。EMEA の発表文書を添付するので、牛に関する参考基準国(数値)として採択していただくと共に牛についても暫定基準を設定していただきたい。	バイエルメディカル(株)	70
79	フェバンテルについては、新たに暫定基準を設定しなかった物質(「残留基準が定められているものであって、暫定基準を設定しなかった農薬等」)に分類されていますが、現時点では残留基準が定められているのは魚介類(ふぐ目魚類に限る)のみであって馬の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓等については空欄となっております。追って残留基準が設定される予定のようですが、少なくとも馬については国内で薬事法に基づく承認の際の検出限界値がありますし、また EU においても牛・羊・豚・馬の筋肉等について基準が設定されておりますので、それに基づき暫定基準を設定していただきますようよろしくお願ひいたします。	バイエルメディカル(株)	70

80	アラニカルブはメソミルに代謝されるが、作物残留試験結果によると、アラニカルブが不検出で、メソミルが検出される場合があり、特に「ばれいしょ」「すいか」では基準値案を超えており。再考を願いたい。また、両者の基準値を比較した場合、アラニカルブの暫定基準値をメソミル換算すると、ばれいしょ、すいか、メロン及びももの基準値で、メソミルの基準値案を超える。従って、これらの事実を勘案し、メソミル及びチオジカルブの基準値を、アラニカルブの暫定基準値で、メソミル及びチオジカルブの登録保留基準値に相当する、0.5,2,2,2ppmにして欲しい。	大塚化学株式会社	79
81	作物残留試験成績を検討した結果、大豆とトマトにおいて、チオファネートメチルの国内最大残留値(カルベンダジム換算)(それぞれ0.28・0.83ppm)が、暫定基準値(それぞれ0.2・0.5ppm)を上回っている。これらについて、実態を考慮し、登録保留基準である0.6・3ppmを基準値として設定して欲しい。	日本曹達株式会社	92
82	チオファネートメチルは、「アケビ」「チェリモヤ」「カリン」「ゴレンシ」「パッションフルーツ」「コリアンダー」「オリーブ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準3ppmを、その他の果実に採用して欲しい。	日本曹達株式会社	92
83	対象外物質に「飼料添加物ビタミン類(βカロテンを含む)」を追加していただけますよう、御検討をお願いします。 理由:飼料添加物としては、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途で、家畜に使用が認められ、農林水産大臣より指定されている。β-カロテンは、牧草などの天然植物性飼料にも含まれており、家畜の栄養成分(プロビタミンA)として従来から摂取されている。飼料添加物で使用される合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。 また、β-カロテンは、自然界に広く存在するカロテノイドの1種で、ニンジン中ではじめて発見され、草木、野菜、海藻、果物、牛乳などに広く含有されている。食品添加物として着色料として指定されているのみならず、他のビタミン類と同様、栄養強化の目的で強化剤としても指定されている。食品添加物として指定されている合成β-カロテンは、自然界に存在する天然β-カロテンと同一の構造を有する。	DSM ニュートリション ジャパン(株)	93
84	クレンブテロール及びメロキシカムの牛の脂肪については、EUにおいては、脂肪の残留は他の主要臓器の残留に比べて極めて低い。また、マーケットバスケットの考え方から脂肪は主要摂取臓器ではないことから脂肪についてはMRLの設定の必要はないといふべきである。EUでは判断されています。	ベーリングガーインゲルハイムシオノギベトメデイカ株式会社	95
85	プロチゾラム(549)の牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳及びメンブロントン(650)の牛及び豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、牛の乳について、EUにおいてはANNEX IIに分類されており、ADIとマーケットバスケットからMRLは必要ないとされている。 暫定基準値設定には国内の承認時の基準が採用されていますが、科学的に決められたEUでのMRLの設定なしを優先していただき、今回の暫定基準設定に当たりしても、MRLの設定の必要がないものとして検討いただきたい。	ベーリングガーインゲルハイムシオノギベトメデイカ株式会社	95
86	テトラジホンの登録保留基準に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネショウ株式会社	97
87	ジクロベニルの登録保留基準('日本なし」「西洋なし')に誤記が認められるので修正して欲しい。	アグロ カネショウ株式会社	97

88	クロラムフェニコールについては、「不検出」とする農薬等の一覧に含まれており、その分析方法及び不検出とする限度を告示で示すとあります。現在、はちみつのクロラムフェニコールの試験法については、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別紙「はちみつ中のクロラムフェニコール分析法」が告示されており、この試験法によると、その定量下限値は0.1ppmとなっております。はちみつ中のクロラムフェニコールについては、既に告示されているという理解でよいのでしょうか。	(社)全国はちみつ公正取引協議会／全日本はちみつ協同組合	98
89	はちみつにおけるストレプトマイシンの暫定基準値を設定してもらいたい。はちみつが(社)全国はちみつ公正取引協議会／全日本はちみつ協同組合食肉と比較して摂取量が少ないことは明白であり、ADIに基づきはちみつの暫定基準値を設定しても、安全性の面からは問題ないと考えます。 また、現状はコーデックス規格、海外などの基準等がない場合は一律基準を適用しており、ストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を持って判断致します。一律基準は現在の検出限界である0.1ppmを以て一律に設定されるよう要望致します。	(社)全国はちみつ公正取引協議会／全日本はちみつ協同組合	98
90	テトラサイクリン系抗生物質は、食肉についてはこれら3種の物質をトータル量として残留基準を設けているにもかかわらず、魚介類では単品ごとに残留基準を設けており、特にクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンに至っては、「存在してはならない」という基準設定が行われているのは非論理的と考えます。他の食品種類において、既に安全性が確認されている化学物質については、全く確認されていない物質と区別し、それらを参考に基準を設定すべきであると考えます。	マルハ株式会社	100
91	類型1-1が適用され、CODEX基準によりそれぞれ0.5、0.05、0.05ppmが設定されているジメトエートのかぶ類の根、キャベツ、たまねぎについて、作物残留試験結果を示す。社それによると、それぞれ最大で0.25ppm、0.56ppm、0.061ppmが検出されていることから、基準値として登録保留基準の1ppmを要望する。	住友化学工業株式会社	101
92	ジメトエートは、「未成熟ささげ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟ささげの登録保留基準1ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101
93	プロシミドンは、「しそ」でマイナー作物承認がなされている。よって、しその登録保留基準5ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	住友化学工業株式会社	101
94	インドキサカルブは、「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめの登録保留基準1ppmを、その他の野菜に採用して欲しい。	デュポン株式会社	102
95	ジウロンの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	デュポン株式会社	102
96	エトフェンプロックスは、「未成熟そらまめ」「マルメロ」でマイナー作物承認がなされている。よって、未成熟そらまめ、マルメロの登録保留基準5ppm、2ppmを、その他の野菜、マルメロに採用して欲しい。	三井化学株式会社	104
97	ジノテフランの「日本なし」「西洋なし」には、登録保留基準(0.05ppm)が設定されているが、記載がない。	三井化学株式会社	104
98	フェンヘキサミドは、「らっきょう」でマイナー作物承認がなされている。よって、らっきょうの登録保留基準0.1ppmを、その他のゆり科野菜として記載、採用して欲しい。	三井化学株式会社	104
99	エプリノメクチン(98) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の脂肪 内容 牛の脂肪のMRLは0.25ppmであり、本剤が牛以外の脂肪を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲哺乳類の脂肪に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の脂肪と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式会社	105

100	クロルスロン (180) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳 内容 牛以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることになります が、本剤が牛以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その他の陸棲 哺乳類の組織に牛より低いMRLを設定する根拠がないと思われます。牛の組織と同 等のMRLを設定しても、ADIに与える影響はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式 会社	105
101	スピラマイシン (277) 食品名 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等、乳、な らびに鶏及び上記以外の家禽の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓等 内容 牛、豚以外の陸棲哺乳類の組織については一律基準値が適用されることになり ますが、本剤が牛、豚以外の組織を介して摂取される可能性が低い状況のもと、その 他の陸棲哺乳類、鶏及び上記以外の家禽の組織に牛、豚より低いMRLを設定する根 拠がないと思われます。牛、豚の組織と同等のMRLを設定しても、ADIに与える影響 はほとんどないと考えられます。	メリアル・ジャパン株式 会社	105
102	ポジティブリストの第 2 次案に記載されていない物質が少なくとも数種類あります(付録 2 参照(略))。私たちの提案は、追補 II における(EEC)第 2377/90 番(公衆衛生の保護 のために最大残留限界を確立する必要がないもの)に従って記載されている全ての物 質を『免除された物質』(人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして 厚生労働大臣が定める物質)のリストへ含めることです。	株式会社インターベット	108
103	アモキシシリン、アンピシリン、エンロフロキサシン、エリスロマイシン、ハロフギノン、ナ フシリン、ネオマイシン、オキシテトラサイクリン、プレドニゾロン、ピラントル、サリノマイ シン、スペクチノマイシン、スルファドキシンについて、暫定基準第2次案と EU の MRL の間に相違が見られるので、これらの物質の MRL を再考してもらいたい。	株式会社インターベット	108
104	アミトラズの豚の脂肪については、海外基準の平均値が採用されているが、Codex にお いて 0.4ppm が設定されているので再考してもらいたい。 はちみつについては、基準が設定されていないが、EU において MRL (0.2ppm) が設定さ れている。	株式会社インターベット	108
105	セフキノムの上記以外の陸棲哺乳類について基準がないが、馬について基準が設定さ れているので、採用してもらいたい。牛の筋肉等にも CODEX 基準がある。	株式会社インターベット	108
106	デルタメトリンの牛の脂肪、肝臓、腎臓、乳、鶏の卵について、Codex 基準を採用とある が、Codex 基準なのかどうか確認できない。	株式会社インターベット	108
107	プラジクアンテルの上記以外の陸棲哺乳類について、EU のレポートを参考として基準 が設定されているが、ニュージーランドの MPL において、哺乳類の筋肉、脂肪、内臓に ついて、0.1ppm が設定されているので、採用してもらいたい。	株式会社インターベット	108
108	EU の ANNEX II に含まれているブセレリン、フロセミド、ゴナドトロピン、ルプロスチー ル、ナタマイシン、オキシトシン、プロカインについて、対象外物質のリストへ含めてもら いたい。	株式会社インターベット	108
109	ピペロニルブトキシドの「かんきつ類ジュース(0.05ppm)」と「かんきつ類(生果)(5ppm)」の基 準値は、いずれも CODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れて いない。生果の基準 5ppm に合わせ、ジュースの基準を 5ppm として欲しい。なお、搾汁 率等から換算した基準値は、8.3ppm である。	(社)日本果汁協会	112